

## 令和4年度 保育料基準額表

| 各月初日の入所児童の<br>属する世帯の階層区分 |   | 利用者負担（保育料）基準額（月額）<br>（各階層区分の括弧書きは保育短時間認定を受けた場合の金額） |                               |                    |                       |
|--------------------------|---|--|-------------------------------|--------------------|-----------------------|
| 階層区分                     | 定義  | 3歳未満児  |                               | 3歳以上児(R1.10.1～無償化) |                       |
| 第1階層                     | 生活保護世帯  | 0円<br>(0円)   |                               | 0円<br>(0円)         |                       |
| 第2階層                     | 市町村民税非課税世帯                                      | 0円<br>(0円)   |                               | 0円<br>(0円)         |                       |
| 第3階層                     | 48,600円未満<br>(～約330万円)                          | 19,500円<br>(19,300円)                               | 母子・障害等<br>9,000円<br>(9,000円)  | 0円<br>(0円)         | 母子・障害等<br>0円<br>(0円)  |
| 第4階層                     | ※第4階層の一部<br>48,600円以上<br>77,101円未満<br>(～約360万円) |  | 母子・障害等☒<br>9,000円<br>(9,000円) |                    | 母子・障害等☒<br>0円<br>(0円) |
|                          | 48,600円以上<br>97,000円未満                          | 25,500円<br>(25,100円)                               |                               | 0円<br>(0円)         |                       |
| 第5階層                     | 97,000円以上<br>169,000円未満                         | 37,800円<br>(37,300円)                               |                               | 0円<br>(0円)         |                       |
| 第6階層                     | 169,000円以上<br>301,000円未満                        | 51,800円<br>(51,000円)                               |                               | 0円<br>(0円)         |                       |
| 第7階層                     | 301,000円以上<br>397,000円未満                        | 68,000円<br>(66,900円)                               |                               | 0円<br>(0円)         |                       |
| 第8階層                     | 397,000円以上                                      | 0歳児<br>88,400円<br>(87,000円)                        | 1・2歳児<br>78,300円<br>(76,100円) | 0円<br>(0円)         |                       |

### 【保育料の算定】

・保育料は、8月までは前年度の住民税額、9月以降は当年度の住民税額で算定します。  
（年度途中、3歳に到達し2号認定になられた場合でも、保育料は4月1日時点での年齢区分で決定いたします。）

・8月に再判定し、保育料が変更になる方にのみ通知書を送付します。

#### ●保育単価の見直しに伴う改定

国が定める保育単価の引き上げに伴い、保育料の見直しを行っております。

#### ●多子世帯の負担軽減措置

町独自の施策により、在園第2子目(第1子目が保育所等に入所中)は、無料となります。

第2階層から第4階層の一部(税額控除前所得割課税額が57,700円未満)に該当する方は、年齢制限が撤廃され、第2子目以降は(第1子目の年齢にかかわらず)、無料となります。

(町独自の上記在園する第2子目の保育料が全額免除となる制度につきましては、今後の町の財政状況を見極めながら実施します。)

#### ●ひとり親世帯等の負担軽減措置

第2階層(ひとり親世帯等)に該当する方は、無料となります。

第3階層から第4階層の一部(ひとり親世帯等で税額控除前所得割課税額が77,101円未満)に該当する方は、第1子目が3歳未満の場合は9,000円となります。